

もっと充実！仕事と生活

男女共同参画とやま市民フェスティバル2010

とき 平成22年11月21日(日)

ところ 富山県総合福祉会館サンシップとやま 富山市安住町5番21号

内容 【第1部】 10:00~12:00 6階研修室 定員100名

「市民協働による虐待防止啓発セミナー」(パネルディスカッション)

児童虐待、高齢者虐待、DV、家庭内暴力…どうすれば虐待はなくなるの?

一緒に問題解決の糸口を考えてみませんか。

11月18日(木)まで(受付時間9時~19時)

要申込 申込先・問合せ先 NPO法人ワーカーズコープ富山地域福祉事業所サポートハウスぽぴー
<TEL>076-444-8633 <FAX>076-444-8590

【第2部】 13:00~15:00 福祉ホール 定員300名

開会式 13:00~13:30 男女共同参画社会づくり作文コンクール表彰式

講演会 13:30~15:00

「あなたが輝く働き方～秘訣はワーク・ライフバランス～」

仕事もプライベートも、もっと充実!そのための具体的な手法をお話します。

【講師】 小室 淑恵さん(株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長)

申込不要 定員300名を超過したら、入場制限します。

無料託児あり(生後6ヶ月児～未就学児)

11月11日(木)まで

要申込 託児申込先・問合せ先 富山市男女参画・ボランティア課
<TEL>076-443-2051 <FAX>076-443-2176

みなさまの声を
お待ちしています。

今回の“あいのかぜ”はいかがでしたでしょうか。2010春号の特集『はじめの一歩～この一言、あなたはどう思いますか?～』には「娘さんは、今は男だって台所に立つ時代なのに、お母さんの考えは遅れている」と思つただろうや「男女共同参画」と同時に、女性が女性らしく、男性が男性らしく生きていく素晴らしい姿を同時に発信しなければ、本当の意味でお互いが尊重して生きていく社会は生まれないのでは」といったご意見・ご感想をいただきました。ありがとうございました。今後とも、多数のご意見・ご感想をお寄せください。お待ちしています。

編集後記

- あ いてのことを考えて
- い つも思いやりを忘れずに
- の びのびと生きられる世界
- か ならず実現すると信じて
- ぜ んいんで風を吹かせよう!!

編集後記まで読んでいただいた方のご意見をおまちしています。
なお、編集に際しまして多くの方々にご協力いただき、
ありがとうございました。(越前・鳥羽・山崎)

“あいのかぜ”は、男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人一人が男女共同参画社会に関する正しい理解と認識を深めることを目的に、公募市民3人からなる編集委員によって企画・編集された情報交流誌です。

編集・発行

富山市市民生活部男女参画・ボランティア課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
<Tel>076-443-2051 <Fax>076-443-2176
E-mail danjyo-volun@city.toyama.lg.jp



参加無料

みいのかぜ

ai no kaze

2010年 秋号
vol.
30



はじめの一歩
この一言、あなたはどう思いますか?

イクメン
子育てを積極的に
楽しむ男性
増殖中!
育児・介護休業法が変わりました。

あれから11年…
富山市がめざす男女共同参画社会とは。

はじめの一歩

この一言、あなたはどう思いますか?



「男女共同参画社会」とは言っても、何から始めていいのかわからない…。

普段の生活の中にも、男女共同参画社会を考える出来事がたくさん眠っています。

みなさんの周りで見られる何気ない日常の一コマを

「あいのかぜ」vol.28、29に引き続き、掲載します。あなたはこの場面についてどう思いますか?

妻の車の運転がおぼつかない。

見かねて僕が運転し、スーパーに行った。

一緒にカートを押しながら買い物をしていると、

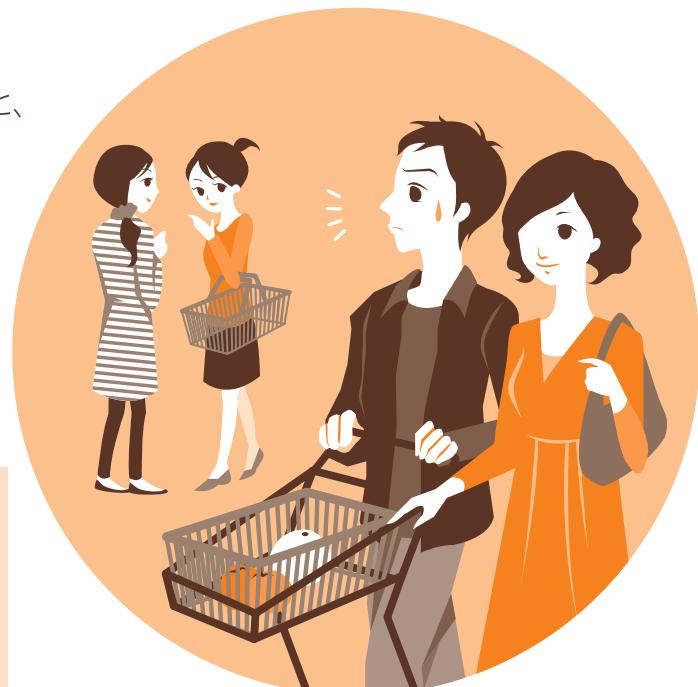
「あの男の人、奥さんの尻に敷かれているんだ。」

という声が聞こえた。

ただ妻を気遣っただけなのに…

思いやり

男性が家事をすると「尻に敷かれている」と後ろ指をさされることがあります。男女問わず「家事は女性がするもの」という性別役割分担意識があるので?男女が互いを「思いやり」ことは、とても素敵なことです。「思いやり」あふれる社会こそ男女共同参画社会ではないでしょうか。



おじいちゃん、おばあちゃんは定年までずっと2人で働いてきた。今年、お互いに定年をむかえ「これからは2人でのんびりしてもらえる」と思っていたが…

おじいちゃんは毎日趣味の囲碁に出かけていくけど、おばあちゃんは毎日、家事と介護に追われて…おばあちゃん、大変そう…



定年後…

第2の人生をともに歩んでいくご夫婦。仕事に追われる日々が終わり、自由な時間が増えたものの、家事(家のこと)は女性がやるばかり…。「家事(家のこと)」は家族みんなの仕事です。協力し、助け合ってこそ家族です。



町内会長さんが訪ねてきて
「来年の町内会長、あんたにお願い
できんかと思っとるが。受けくれんけ?
「私のがけ?」
「あんた、ずっと町内の役員やつとて
兼任やと思うがやけど」と。
「私、女やし、できんちゃよ。」

女性ではダメ??

会長など「トップ」に男性が多いのはなぜでしょう?「会長=男性」という固定観念があるから?その一方で、女性自身に「役職に就く」ことをためらう気持ちもあるのではないでしょうか。性別にとらわれず、能力を十分に発揮し、より良い社会・地域づくりを!



この様子、どのように感じましたか?答えは人それぞれです。「男女共同参画」と難しく考えず、日常の風景の中から、お読みいただいたみなさんそれぞれが、何かを感じいただけたらと思います。

職場に来客があった際、上司から

「○○さん(女性)、お茶3つね。」と頼まれた。

職場には私よりも若い、今年採用された男性社員もいるのに…やっぱりお茶を出すのは女性の役目なの?

女性の役目??

昔からお茶を出すことや、コピーをとることの多くを女性が担ってきました。これも性別役割分担意識が根強く残っているためか、昔からの慣習のためか、今でも女性が行っている職場が多いのではないでしょうか。「気づいたものが行う」姿勢で、みんなが協力し合う職場にしたいものです。

イクメン 増殖中!!

～育児・介護休業法が変わりました～

子育てを積極的に
楽しむ男性

子育て期間中の 働き方の見直し



子育て期間中の短時間勤務制度の設置と 所定外労働(残業)の免除の義務化

3歳までの子を養育する労働者について、希望すれば利用できる「短時間勤務制度(1日6時間)」を設けることが事業主の義務となりました。

また、3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されるようになりました。^{※2}

子の看護休暇制度の拡充

小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、子の看護のための休暇を取得できるようになりました。(今まで子の人数にかかわらず労働者1人あたり5日間でした。)

※2 雇用期間が1年未満の労働者等一定の労働者のうち、労使協定により対象外とされた労働者は適用除外となります。

「パパ・ママ育休プラス」

父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月(現行:1歳)に達するまで育児休業を取得できるようになりました。父母1人ずつが取得できる休暇期間(母親の産後休業期間を含む。)は、父の場合、最長1年間、母の場合、産後休業期間とあわせて1年間です。

出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

母親の出産後8週間以内(産後休暇期間)に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくとも、再度の育児休業取得ができるようになりました。

労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

今まで、労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦(夫)であったり、育児休業中である場合は、雇用主は、労働者からの育児休業取得の申出を拒否することができました。しかし、この法律の規定を廃止し、すべての労働者が育児休業を取得できるようになりました。

働きながら子育てをするための「働き方の選択肢」が広がりました。出産後もパパ・ママとともに働きながら、子育てを楽しむことができますね♪今、この制度を十分に利用できるような職場づくりが求められています。みなさんの職場はいかがですか?

父親の育児休業の 取得促進



「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

(育児・介護休業法)が改正され、一部を除き平成22年6月30日から施行されました。

少子高齢化の現代、男性も女性も子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を実現するため「育児・介護休業法」の改正点をわかりやすく紹介します。

※1 常時100人以下の労働者を雇用する企業については、「子育て期間中の短時間勤務制度の設置と所定外労働(残業)の免除の義務化」及び「介護休暇の新設」については、平成24年6月30日まで適用が猶予されます。

・介護休暇の 新設



要介護状態の家族の病院への付き添いなどに対応するため、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の「介護休暇」を取得できるようになりました。この介護休暇のほか、以前からの「育児休業」が取得できます。

・法の実効性の確保



育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、都道府県の労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度が設けられました。

また、法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、報告を求める報告しなかったり、虚偽の報告等をした企業に対する過料の制度が設けられ、法の実効性の確保が図られるようになりました。

みなさん、「イケメン」ならぬ「イクメン」

という言葉を耳にされたことはあるでしょうか?

「イクメン」=「育MEN(メン)」です。育児を積極的に楽しみ、

自分自身も成長する男性のことを「イクメン」と言います。今回の育児・介護休業法の改正でも、男性の育児への参加促進を目指した改正がされています。厚生労働省において、「イクメンプロジェクト」が開始され、ホームページ上の情報発信や、

イクメンとイクメンサポーター(イクメンを支援・応援する人・団体)の活動参加を促しています。

みなさんの周りにも「イクメン」さんがいるかもしれませんよ。

保育園で娘が「今日のお迎えはパパ?」と聞いてくれるそうで、お迎えの当番の日は朝からワクワク、仕事にも気合に入る。

パパ=会社員35歳 子ども1歳

育児休業取得で上の子のフォローができる。赤ちゃん返りもなく、パパに甘えてくれる。

パパ=会社員30歳 子ども1歳、0歳

夫が家事・育児を分担してくれなかつたら、私の仕事と家庭の両立も難しかったと思う。

ママ=会社員34歳 子ども5歳、1歳

育児中のパパ・ママの声

パパの育児休業で上の子たちが大はしゃぎ。娘と手をつないで歩いていると、人間らしい何かを取り戻した気がした。

パパ=会社員33歳 子ども10歳、7歳、5歳、1歳

子育てを通じて視野や活動範囲が広がった。それが仕事のアイデアや企画につながっている。

パパ=会社員43歳 子ども12歳、10歳

学童保育の事務局長を2年間やっていて、自分の住む地域との関わりが増えた。地元でたくさん挨拶されるようになった。

パパ=会社員44歳 子ども12歳、8歳

出典:厚生労働省「『パパの育児休業を応援します!』より」

あれから 11年…

富山市がめざす
男女共同参画社会とは
男女共同参画社会基本法ができて11年。
男女共同参画社会の実現を目指して、
ここ富山市ではどのような取組みがされているのでしょうか。

富山市がめざす「男女共同参画社会」とは?

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会です。

取組みのテーマ〈地域で取組む〉

男女共同参画地域リーダーの育成 富山市男女共同参画推進地域リーダーの活動支援

男女共同参画推進地域リーダーは、地域でこんな活動をしています。(平成21年度)



毎年、男女共同参画推進フォーラムを開催しています。平成21年度は、男女ともに協力しあい活動している「八尾吹奏楽団」にご出演いただきました。



年2回、ブロックごとに研修会を開催し、地域リーダーとしての資質の向上に努めています。

どのようにして「男女共同参画社会」をめざすの?

「富山市男女共同参画プラン2007-2016」では3つの推進目標を定め、それに基づき各施策を進めています。

目標1

意識を変える、
権利を守る

目標2

能力を活かす、
可能性を育てる

目標3

家庭で支える、
地域で取り組む

具体的な取組みは?

「あいのかぜ」vol.28、29に引き続き、

今回は 目標3 「家庭で支える、地域で取り組む」の施策を紹介します。

地域での男女共同参画の推進を目指して、各地区ごとに「富山市男女共同参画推進地域リーダー」を委嘱しています。5月29日(土)、平成22・23年度の男女共同参画推進地域リーダー158人の皆さんに富山市長からの委嘱状を交付し、これから2年間、男女共同参画社会の実現に向けて、地域でのイベントや講演会の企画・運営など幅広い活躍をお願いしました。市民の皆さんのがんばりところで活動する「富山市男女共同参画推進地域リーダー」の活動を紹介します。



サンフォルテフェスティバルで、定年退職した父や家族が巻き起こす日常から男女共同参画について考える朗読劇「転身日記」を披露しました。(婦中・山田ブロック)



細入まつり会場において「男女共同参画カルタ」の展示と、パンフレット配布を行い、男女共同参画の啓発活動を行いました。(細入地区)



ブロックイベントのオープニングアトラクションに、地元で老若男女一緒に元気に活動しているよさこいチームが登場!元気なよさこい踊りを見て、参加者みんな明るい気持ちになりました。(南部ブロック)



「そばうち体験教室」を開催しました。みんなそばうち初心者で、男性も女性も一緒にになって、協力しながら、おいしいおそば作りに挑戦しました!(大庄地区)

このほかにも、当プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を担当課で実施しています。詳しい内容は、市男女参画・ボランティア課までお問い合わせください。